付則 11　　工事検査担当通知

付則 11　　工事検査担当通知

(1)　請負工事等における工事打合せ簿等の受付印の考え方について
（平成24年 7月12日　工事検査担当事務連絡）

(2)　建設工事における建設業の許可確認フロー
（平成29年 8月31日　工事検査担当事務連絡）

(3)　水道管改良工事等にともなう水道管の埋設位置について
（令和 2年 6月 4日　工事検査担当事務連絡）

請負工事等における工事打合せ簿等の受付印の考え方について

平成24年7月12日　工事検査担当

受注者より提出される**承諾、協議書等**については契約約款上の設計図書であることから、**収受印を押印**のうえ該当書類（工事打合せ簿等）を設計書に添付願います。

なお、**登録及び番号入力**は**軽易な文書等**とみなし省略する。また、受注者からの後日回答時の受付印については不要。

いわき市水道局工事契約約款（抜粋）

（総則）

第1条　　発注者及び受注者は、この**約款**（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、**仕様書**、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）、に従い日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

（監督員）

第9条　　発注者は、監督員を置いたときは、・・・・同様とする。

2　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち**発注者が必要と認めて監督員に委任したもの**のほか、設計図書に定めるところにより、**次に揚げる権限**を有する。

（2）　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する**指示、承諾又は協議**

（3）　設計図書に基づく工程の**管理、立会い、工事の施工状況の検査**又は**工事材料の試験若しくは検査**（**確認**を含む。）

4　第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、**書面**により行なわなければならない。

いわき市水道局文書取扱規程（抜粋）

（文書等の収受）

第14条　　取扱責任者は、前条の規定により受領及び配布された文書については、次の各号に揚げる文書の種類に応じ、当該各号に定める方法により収受するものとする。

（2）　当該文書が紙文書であるとき　当該紙文書の**余白に課等専用収受印**（第6号様式）を**押印する**とともに文書管理システムに当該紙文書に係る収受の登録（文書管理システムによらない場合にあっては、整理簿に必要な事項を記入）をし、第11条に規定する番号を入力（文書管理システムによらない場合にあっては当該紙文書に記入）する方法。

2　前項の規定にかかわらず、配布された文書が**軽易な文書等**であるときは、前項に規定する**登録**又は**記入を省略することができる**。

第14条　　取扱責任者は、第14条の規定により収受文書等については、直ちに、課等の長の閲覧に供しなければならない。

建設工事における
建設業の許可確認フロー

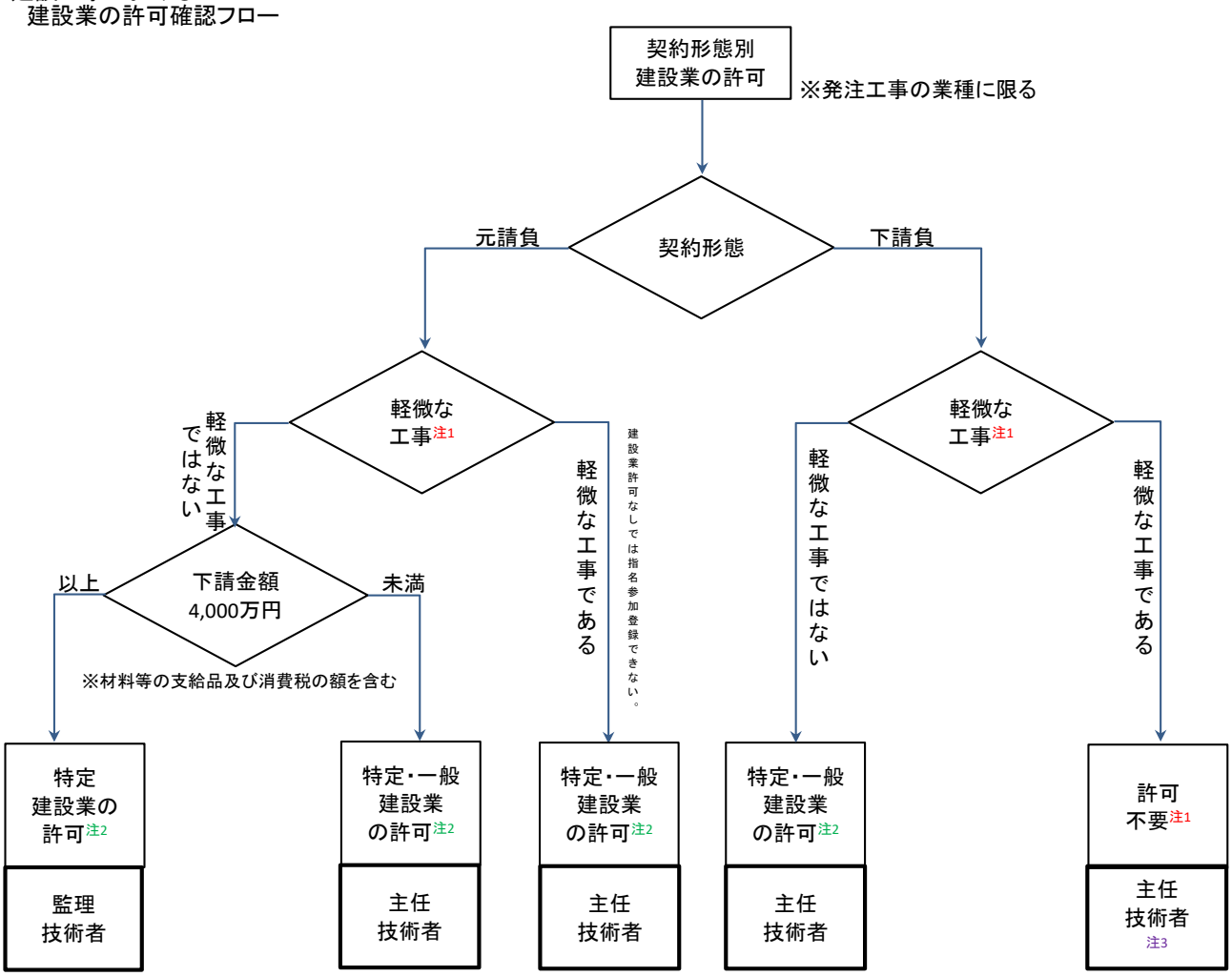

注1：建設業法で『軽微な工事』に該当し、建設業の許可不要
　『建築一式工事』以外の建設工事：工事1件の請負代金額が500万円未満　※材料等の支給品及び消費税の額を含む
　『建築一式工事』
　　工事1件の請負代金の額が1,500万円未満(※材料等の支給品及び消費税の額を含む)の工事
　　または延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事
　　・「木造」…建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの
　　・「住宅」…住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積が2分の1以上を居住の用に供するもの

注2：建築工事業を除く建設業の許可の種類
①工事の下請金額による許可
　特定建設業　➡　下請金額の合計額が4,000万円以上(受注元請負人のみ適用)
　一般建設業　➡　下請金額の合計額が4,000万円未満
　「建築一式工事の場合は上記の4,000万円を6,000万円と読み替える」
②営業所の所在による許可
　国土交通大臣許可　➡　二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合(元請負人・下請負人どちらも適用)
　都道府県知事許可　➡　一の都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業する場合(元請負人・下請負人どちらも適用)
※　業法上の「営業所」とは、本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約の締結又は見積書等の作成をし、専任の技術者が常勤している事務所をいう。ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際には建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しない。
※ 大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域または建設工事を施工し得る区域に制限はない。(→例えば、東京都知事許可の業者であっても建設工事の施工は全国どこでも行うことが可能。)

注3：民間工事等の『軽微な工事』については技術者の選任は必要ないが、水道局発注工事では『いわき市水道局元請・下請関係適正化指導要綱』第4条　第2項(2)に　建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。　とあり、公共工事では主任技術者が現場の技術指導を行うのは必須であるため、主任技術者を選任すること。

事務連絡

令和2年6月4日

水道管改良工事等にともなう水管管の埋設位置について

先日、水道事業管理者から管路（φ75～φ300）の埋設深度について、「現行のH=900㎜からH=700㎜に変更し、コスト縮減を図るよう」、指示があったところですが、関係課所、管理者と改めて協議した結果、横断側溝等の埋設物、給水管の分岐位置等を考慮し、現行通りの埋設深度とします。

なお、かなり限定されると考えられますが、施工性や経済性等について、明らかに浅い埋設が有利と判断される条件が整っている施工箇所については、道路占用申請の前に各道路管理者と協議を実施したうえで、浅い埋設での施工を前向きに検討し、コスト縮減を図るよう御配慮願います。

工事検査担当　志賀

参考資料　　１

いわき市水道局工事請負契約約款

○いわき市水道局契約規程

平成３年３月25日いわき市水道局管理規程第７号

改正

平成３年12月16日いわき市水道局管理規程第11号

平成４年９月30日いわき市水道局管理規程第８号

平成６年３月30日いわき市水道局管理規程第５号

平成７年３月14日いわき市水道局管理規程第２号

平成９年３月31日いわき市水道局管理規程第11号

平成11年４月１日いわき市水道局管理規程第２号

平成12年４月１日いわき市水道局管理規程第19号

平成12年10月２日いわき市水道局管理規程第６号

平成13年４月１日いわき市水道局管理規程第４号

平成13年４月１日いわき市水道局管理規程第８号

平成15年４月30日いわき市水道局管理規程第１号

平成15年９月22日いわき市水道局管理規程第４号

平成16年３月19日いわき市水道局管理規程第８号

平成17年３月７日いわき市水道局管理規程第１号

平成17年11月30日いわき市水道局管理規程第９号

平成18年３月31日いわき市水道局管理規程第５号

平成20年２月29日いわき市水道局管理規程第２号

平成20年３月28日いわき市水道局管理規程第３号

平成21年３月24日いわき市水道局管理規程第３号

平成22年２月19日いわき市水道局管理規程第１号

平成22年３月31日いわき市水道局管理規程第４号

平成23年３月31日いわき市水道局管理規程第９号

平成23年９月14日いわき市水道局管理規程第16号

平成23年９月14日いわき市水道局管理規程第17号

平成24年３月28日いわき市水道局管理規程第４号

平成24年４月27日いわき市水道局管理規程第５号

平成25年３月22日いわき市水道局管理規程第12号

平成26年２月28日いわき市水道局管理規程第６号

平成26年３月27日いわき市水道局管理規程第８号

平成28年３月31日いわき市水道局管理規程第２号

平成28年６月１日いわき市水道局管理規程第３号

平成28年10月１日いわき市水道局管理規程第４号

平成29年４月１日いわき市水道局管理規程第６号

平成31年３月28日いわき市水道局管理規程第４号

令和２年３月31日いわき市水道局管理規程第12号

令和３年10月20日いわき市水道局管理規程第６号

令和４年３月31日いわき市水道局管理規程第３号

令和４年４月27日いわき市水道局管理規程第４号

いわき市水道局契約規程

いわき市水道局契約規程（昭和44年いわき市水道部管理規程第14号）の全部を改正する。

目次

第１章

第１節　総則（第１条・第２条）

第２節　一般競争入札（第３条―第15条）

第３節　指名競争入札（第16条―第19条）

第４節　随意契約（第20条―第23条）

第５節　契約の締結（第24条―第29条）

第６節　工事請負（第30条―第64条）

第７節　物件その他の供給（第65条―第69条）

第８節　設計、測量及び調査の委託（第70条―第72条）

第９節　雑則（第73条）

附則

第１章

第１節　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、いわき市水道局（以下「局」という。）における売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　法　地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。

（２）　施行令　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。

（３）　企業法施行令　地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）をいう。

第２節　一般競争入札

（一般競争入札の参加資格）

第３条　施行令第167条の５第１項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）がこれを定め、掲示その他の方法により公示するものとする。

２　前項の場合において、入札に参加しようとする者は、当該入札に参加する者として必要な資格を有することについて、管理者の確認を受けなければならない旨を併せて公示するものとする。

３　施行令第167条の５の２の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、管理者が別に定める。

（一般競争入札の公告）

第４条　一般競争入札を執行しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに施行令第167条の６に規定する事項を、いわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第１号）に規定する掲示場に公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を５日までに短縮することができるものとし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）の適用を受ける工事請負の入札で見積期間の定められているものについては、業法第20条の規定による。

２　公告には、前項に規定するもののほか、少なくとも次の各号に掲げる事項の記載がなければならない。

（１）　一般競争入札に付する事項

（２）　入札保証金及び契約保証金に関する事項

（３）　契約条項を示す場所及び期間に関する事項

（４）　入札に参加する資格を有することについて、管理者の確認を受けなければならない旨

（５）　その他必要な事項

（入札保証金の額）

第５条　企業法施行令第21条の15の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額（単

価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の３以上の額に相当する額とする。

（入札保証金の納付）

第６条　入札保証金は、入札に参加しようとする者が、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）又はいわき市水道事業会計規程（平成２年いわき市水道局管理規程第６号）第21条第１項に規定する有価証券で、入札時限までに入札保証金納付書（第１号様式）により納付しなければならない。

（入札保証金の減免）

第７条　管理者は、次の各号に掲げる場合においては、第５条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（１）　一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に管理者を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（２）　施行令第167条の５第１項又は施行令第167条の11第２項の規定により入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去２年間に国（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

２　管理者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除する場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

３　第１項第１号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該一般競争入札に参加しようとする者をして、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（入札保証金の還付）

第８条　落札者に対する入札保証金は、契約が確定した後、落札者以外の者に対する入札保証金は、落札しないことが決定した後に、入札保証金還付請求書（第２号様式）の提出を受けて、これと引換に還付するものとする。

２　入札保証金は、落札者の同意を得て、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

（入札違約金の徴収）

第８条の２　第７条第１項の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者になった場合において、当該落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価

による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の３に相当する額を違約金として徴収する。

（予定価格の設定）

第９条　管理者は、一般競争入札に付する事項について、その価格をあらかじめ当該付そうとする事項に関する仕様書、設計書等により予算の範囲内で予定価格を決定し、その予定価格書（第３号様式又は第４号様式）を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

２　予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

（最低制限価格）

第10条　施行令第167条の10第２項に規定する最低制限価格を設ける場合は、その都度個々の契約につきこれを定めなければならない。

２　前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格書に併記しなければならない。

３　最低制限価格を付することとなったときは、第４条の規定による公告において、最低制限価格を付した旨を明らかにしなければならない。

（入札）

第11条　一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に入札保証金を納め仕様書、図面、見本、契約事項、入札心得及び現場等を熟覧のうえ、入札書（第５号様式又は第６号様式）を作成し、入札保証金納付済書（第２号様式）その他指定する書類を所定の場所及び日時までに管理者に提出しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、併せて委任状を提出しなければならない。

２　前項前段の規定にかかわらず、電子入札システム（建設工事等に係る一般競争入札に関する事務を市の電子情報処理組織を利用して処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による一般競争入札に参加しようとする者は、所定の入札期間内に入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録を電子入札システムにより管理者に送信しなければならない。

３　前項の電磁的記録は、電子入札システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該電子入札システムに係る電子計算機に備えられた管理者が指定するファイルに到達したものとみなす。

（入札代理等の禁止）

第12条　入札人及び代理人は、他の入札人の代理人となり、また数人共同して入札することはできない。

（入札の無効）

第13条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　入札に参加する資格のない者の行った入札

（２）　入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者の行った入札

（３）　入札書に記名押印（電子入札システムによる一般競争入札にあっては、入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録に入札者についての認証）のない入札

（４）　入札書（電子入札システムによる一般競争入札にあっては、入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録）に記載した金額その他が不明確な入札

（５）　同一入札に他人の代理を兼ね、又は２通以上行った入札

（６）　連合その他の不正の行為によってされたと認められる入札

（７）　前各号に掲げるもののほか、この規程又は特に指定した事項に違反して行った入札

（入札の中止）

第14条　天災地変等により入札の執行ができなくなったとき、又は管理者が不適当と認めたときは、その執行を延期し、又は中止することができる。

（落札の通知）

第15条　管理者は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を口頭又は落札決定通知書（第７号様式）により、当該落札者に通知しなければならない。ただし、電子入札システムによる一般競争入札の場合は、この限りでない。

第３節　指名競争入札

（指名競争入札参加者の資格）

第16条　施行令第167条の11第２項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、管理者が別に定め、掲示その他の方法により公示するものとする。

２　第３条第２項の規定は、前項の場合について準用する。

（建設工事等入札参加資格審査申請書の提出）

第17条　指名競争入札の指名を受けようとする者の入札参加資格審査申請書の提出並びに登録については、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第125条の規定の例による。

（指名競争入札の参加者の指名）

第18条　指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格

を有する者の中よりなるべく５人以上の者を選定し、入札指名通知書（第８号様式又は第９号様式）により通知しなければならない。

２　前項の場合においては、当該入札の参加者に対し、施行令第167条の12第２項に規定するもののほか、第４条第２項各号（第４号を除く。）に掲げる事項を通知しなければならない。

（一般競争入札の規定の準用）

第19条　前節（第３条及び第４条を除く。）の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第４節　随意契約

（予定価格の限度額）

第20条　企業法施行令第21条の14第１項第１号の規定により規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　工事又は製造の請負　130万円

（２）　財産の買入れ　80万円

（３）　物件の借入れ　40万円

（４）　財産の売払い　30万円

（５）　物件の貸付け　30万円

（６）　前各号に掲げるもの以外のもの　50万円

（契約の内容等の公表）

第20条の２　企業法施行令第21条の14第１項第３号及び第４号の規定により規程で定める手続は、次のとおりとする。

（１）　あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。

（２）　契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。

（３）　契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

（予定価格の設定）

第21条　管理者は、企業法施行令第21条の14の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第９条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

（見積書の徴収）

第22条　管理者は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により２人以上の

者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。

（一般競争入札の規定の準用）

第23条　第11条から第13条まで及び第15条の規定は、随意契約の場合に準用する。

第５節　契約の締結

（契約書の作成）

第24条　管理者は、契約の相手方が決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書（第10号様式又は第11号様式）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

（１）　契約の目的

（２）　契約の金額

（３）　契約履行の期限又は期間

（４）　契約履行の場所

（５）　契約代金の支払又は受領の時期及び方法

（６）　保証金額及び契約違反の場合における保証金の処分に関する事項

（７）　監督又は検査に関する事項

（８）　前払金、出来高払についての特約に関する事項

（９）　各当事者の一方から契約内容の変更又は中止の申出があった場合における損害の負担に関する事項

(10)　天災その他不可抗力による損害の負担に関する事項

(11)　価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関する事項

(12)　契約に関する紛争の解決方法に関する事項

(13)　その他必要な事項

２　管理者は、前項の契約書に、契約の相手方とともに、記名押印しなければならない。

３　工事請負及び物件供給の契約は、前２項の規定によるほか、別に定めるいわき市水道局工事請負契約約款及びいわき市水道局物件供給契約約款によらなければならない。

（契約書の作成の省略）

第25条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

（１）　工事請負又は設計、測量及び調査の委託で、請負代金額又は契約代金額が30万円以上100万円未満のものについては、請書（第12号様式）の提出があったとき。

（２）　工事請負又は設計、測量及び調査の委託、物件の供給で、請負代金額又は契約代金額が30万円未満のものについては、契約事項を記載した見積書（第14号様式又は第15号様式）の提出があったとき。

（３）　物件の供給について、契約代金額30万以上50万円未満で、請書（第13号様式）の提出があったとき。

（４）　前各号に掲げるほか、管理者が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

（名義変更及び契約の承継）

第26条　契約人が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約変更届（第16号様式）により、その旨を管理者に届け出なければならない。

（１）　法人の代表者の変更

（２）　法人名義の変更

（３）　支店、支店長の変更

（４）　法人成りの変更

（５）　法人としての同一性を失わない組織の変更

２　管理者は、次の各号のいずれかに該当し、相続人又は営業承継者から契約の承継申出があったときは、契約承継申請書（第17号様式）を提出させなければならない。

（１）　個人契約人の場合で、死亡相続が行われたとき。

（２）　個人営業者が営業権を譲渡したとき。

（３）　法人の合併による営業の承継

３　前２項の規定の手続をする場合は、その変更に係る登記事項証明書その他これを証する書類を併せて管理者に提出しなければならない。

４　第２項の規定により契約承継の申請があった場合は、管理者は、内容調査のうえその適否を決定し、契約承継決定通知書（第18号様式）によって申請者に通知しなければならない。

（契約保証金）

第27条　管理者は、契約の相手方をして、企業法施行令第21条の15の規定による契約保証金を、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上とし、契約時限までに現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振りだしたもの又は支払保証したものに限る。）で納めさせるものとする。

２　前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに該当する担保の提供をもって代えることができる。

（１）　いわき市水道事業会計規程第21条第１項に規定する有価証券

（２）　当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

３　第２項第１号の規定により提供される有価証券の担保価格の算定については、いわき市水道事業会計規程第21条第１項に規定するところによる。

４　管理者は、第２項第２号の保証をもって契約保証金の納付に代えるときは、契約の相手方となるべき者として、当該保証に係る証書を提出させなければならない。

５　前項の規定による証書の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該証書に係る銀行、金融機関又は保証事業会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（契約保証金の減免）

第28条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（１）　契約の相手方が、官公署その他管理者がこれに準ずると認める法人であるとき。

（２）　契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（３）　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。ただし、役務的保証を求める場合の付保割合（保証金額の契約金額に対する割合）は、100分の30以上（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）としなければならない。

（４）　施行令第167条の５第１項又は施行令第167条の11第２項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が当該資格を有する者であって、過去２年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年指令第165号）第99条第９号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。ただし、工事及び製造（以下「工事等」という。）の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。

（５）　請負代金額が500万円未満の工事等の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（６） 契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（７） 随意契約による契約を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が50万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

２ 管理者は、前項第２号又は第３号の規定により契約保証金の納付を免除するときは、契約の相手方となるべき者をして、当該保険証券又は当該保証証券を提出させなければならない。

３ 前項の規定による保険証券又は保証証券の提出は、電磁的方法であって、当該保険証券又は当該保証証券に係る保険会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（連帯保証人）

第29条 管理者は、必要があると認めるときは、契約の相手方となるべき者をして、連帯保証人を立てさせなければならない。

２ 管理者は、前項の場合においては、同項の規定により契約の相手方をして立てさせた連帯保証人について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から５日以内にさらに連帯保証人を立てる旨を約定させなければならない。

（１） 連帯保証人が死亡し、又は解散したとき。

（２） 法令の規定により別段の資格を必要とされる連帯保証人がその資格を失ったとき。

第６節 工事請負

（工事費内訳明細書及び工事工程表の提出）

第30条 受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書（第19号様式）及び工事工程表（第20号様式）を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、工期が30日以内の工事については、工事工程表の提出は必要ないものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、管理者が特にその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

（工事の着手）

第31条 受注者は、契約締結の日から５日以内に着工し、着工の前日までに着工届（第21号様式）を管理者に提出しなければならない。

（工事現況の報告）

第32条 受注者は、工事着工後、毎月末日現在の現況を、管理者の命じた監督員（以下「監督員」という。）を経由し、工事現況報告書（第22号様式）により管理者に報告しなければならない。ただ

し、工期が60日未満の工事については、この限りでない。

（工事の指揮監督）

第33条　受注者は、工事の施工中現場に常駐し、監督員の指揮監督に従わなければならない。ただし、本人が常駐し難いときは、現場代理人を定め、現場代理人及び主任技術者等通知書（第23号様式。以下「通知書」という。）をもって管理者に通知しなければならない。この場合、請負代金額50万円未満の工事にあっては、通知の必要はないものとする。

（主任技術者等の通知）

第34条　受注者は、業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。業法第26条の２の場合には、専門技術者。以下同じ。）を定め、通知書をもって管理者に通知しなければならない。ただし、請負代金額50万円未満の工事については、この限りでない。

２　前項の主任技術者等は、前条の現場代理人と兼ねることができる。

（現場代理人等の交替）

第35条　管理者は、受注者の現場代理人、主任技術者等、使用人又は労務者について、工事の施工又は管理につき不適当と認められる者がある場合は、受注者に対しその交替を要求することができる。

（権利、義務の譲渡等の禁止）

第36条　受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物又は検査済工事材料を第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

（一括下請負の禁止）

第37条　受注者は、工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

（水中等の工事施工）

第38条　受注者は、水中又は地中の工事その他しゅん工後、外部から検査をすることができない工作物の作業については、写真を撮影し、かつ、監督員の立会いがなければ施工することができない。この場合、写真は２部作成し、１部は速やかに監督員に提出し、残り１部は工事しゅん工時に添付書類として、管理者に提出しなければならない。

（材料の検査）

第39条　受注者は、工事に使用する材料について工事材料検査願（第26号様式）を提出し、監督員の検査を受けなければならない。

（支給材料の取扱い）

第40条　受注者は、管理者から工事用材料を支給されたときは、速やかに支給材料受領書（第27号様式）を管理者に提出しなければならない。

２　前項の規定により支給された工事用材料を使用するときは、監督員の指定した場所に保管し、かつ、支給材料受払簿（第28号様式）を備えて、その用途を明確にしておかなければならない。

３　受注者は、工事しゅん工後、支給材料受払計算書（第29号様式）を管理者に提出し、材料の使用残品があるときは、速やかにこれを返納しなければならない。

（支給材料の弁償）

第41条　受注者は、管理者から支給された材料を受領した後において、亡失、滅失又はき損（以下「亡失等」という。）したときは、現品又はその損害を弁償しなければならない。ただし、その亡失等が天災地変その他避けることができない理由によるときは、この限りでない。

（仕様書等不適合の場合の改造義務）

第42条　受注者は、工事の施工が仕様書又は図面に適合しない場合に、監督員がその改造を指示したときは、これに従わなければならない。この場合、このために請負代金額の増額又は工期の延長をすることはできない。

（工事の中止又は変更等）

第43条　管理者は、必要があると認めたときは、工事の全部又は一部の施工中止、工事の変更若しくは工期の伸縮をすることができる。

２　前項の規定による工事の変更等により請負代金額を変更する必要が生じた場合は、変更前の請負代金額を変更前の設計金額で除し、これに変更後の設計金額を乗じて算出するものとする。

３　第１項の規定による工事の中止等のため受注者が損害を受けたときは、受注者と協議して賠償額を決定する。この場合、協議が成立しないときは、管理者の認定した額とする。

（変更契約書の提出）

第44条　管理者は、前条の規定により変更を生じたときは、工事請負変更契約書（第30号様式）を作成しなければならない。この場合、請負代金額に増減を生じたときは、契約保証金を追徴又は還付する。

（工期の延長）

第45条　受注者は、天災地変その他自己の責任によらない理由により期限内に工事等の完成をすることができないときは、管理者に工期延長承認願（第31号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

２　管理者は、前項の申請を受けたときは、実情を調査し、その適否を決定し、工期延長決定通知書

（第32号様式）により通知しなければならない。

（経済事情の激変等による請負代金額の変更）

第46条　工期内に経済事情の激変又は予期することのできない異常の理由の発生に基づき、請負代金額が著しく不適当であると認められるときは、請負代金額を変更することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求等）

第47条　第28条第３項の規定により債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（第28条第１項第３号後段の規定）による保証を付された場合において、受注者が次条第１項各号のいずれかに該当するときは、管理者は当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人を選定し管理者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から管理者に対して、契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（１）　請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡に係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

（２）　工事完成債務

（３）　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

（４）　解除権

（５）　その他契約に係る一切の権利及び義務（受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　管理者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　管理者が、第１項の規定による請求を行った場合において、公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、契約に基づいて管理者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（契約の解除等）

第48条　管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。この場合、受注者が損害を受けても管理者は、その責任を負わない。

（１）　契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）　正当な理由なくして、契約で定める着工期日を過ぎても着手しないとき。

（３） 契約の相手方が、解除を申し出たとき。

（４） 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、契約の相手方が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

２ 管理者は、前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、やむを得ない理由があるときは、契約を解除し、又はその履行を中止させ、若しくはその一部を変更することができる。

３ 管理者は、前２項の規定に基づき契約を解除し、又はその履行を中止させるときは、その理由、期間、その他必要な事項を記載した文書で、その旨を契約の相手方に通知しなければならない。

４ 管理者は、第２項の規定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約の相手方と当該契約の変更に関する契約を締結しなければならない。

（違約金の徴収）

第49条 受注者が、前条第１項各号のいずれかに該当したことにより契約を解除した場合は、契約代金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を履行不能の違約金として徴収する。ただし、管理者が特に認めたときは、減免することができる。

２ 受注者が契約期間内に工事を完成することができないときは、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額に、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を履行遅滞の損害金として徴収する。

３ 第１項の違約金及び第２項の損害金は、請負代金額から控除することができる。

（契約解除に基づく貸与品等の返還）

第50条 第48条の規定により契約を解除された受注者は、貸与品及び支給材料があるときは、速やかに返還しなければならない。

（工事中止等による代金の支払）

第51条 第43条の規定による工事の中止の場合及び第48条の規定による契約の解除による代金の支払については、管理者は、仕様書その他設計図書に適合している工事の既成部分及び現場に存置している受注者が提出した工事用材料中、検査に合格したものに対しては、工事費内訳明細書の単価に基づいて算出した額を支払う。ただし、工事費内訳明細書を徴しない場合は、設計書の単価に基づいて算出した額に請負比率を乗じて得た額を支払う。

（検査及び引渡し）

第52条 法第234条の２第１項の規定による工事の検査は、管理者又は管理者が命じた検査員が行わな

ければならない。

2　受注者は、工事がしゅん工したときは、直ちにしゅん工届（第33号様式）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、検査は、しゅん工届の提出のあった日から起算して14日以内に行うものとする。

3　管理者は、前項の規定により検査を行う場合、必要があると認めたときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに補修して管理者の検査を受けなければならない。この場合において、補修の完了を工事の完了とする。

5　管理者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡を申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡を受け完成工事物受領書（第35号様式）を交付しなければならない。

6　その他検査に必要な事項は、別に定める。

（監督又は検査の委託）

第53条　管理者は、施行令第167条の15第４項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせるときは、当該監督又は検査の委託に関し、必要な事項を記載した文書により、相手方にその旨を通知しなければならない。

2　前項の規定により、監督又は検査の委託を受けた者は、当該委託に係る監督又は検査を完了したときは、監督日誌及び関係調書を管理者に送付しなければならない。

3　第33条及び前条の規定は、第１項の規定により、監督又は検査の委託をした場合における監督又は検査について準用する。

（請負代金額の支払）

第54条　受注者は、第52条の規定によるしゅん工検査に合格したときは、請負代金額の請求書を管理者に提出しなければならない。

2　前項の規定による請負代金額の支払時期は、受注者からの正当な請求書を受理した日から起算して40日以内とする。

3　管理者の責に帰すべき理由により前項に定める支払が遅れたときは、受注者は、未受領金額に、その日数に応じ、遅延利息の率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の支払の請求をすることができる。

（前金払）

第55条　保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該工事の請負代金額又は委託金額が100万円以上（設計、調査又は測量に係るものにあっては、300万円以上）である場合に限り、その４割以内（設計、調査、測量又は当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものにあっては、３割以内）の額の前金払をすることができる。

２　前項の規定により前金払をする場合において、管理者が一時に支払うことが不適当と認めたときは、前金払の額を工事工程表により分割算定して支払うことができる。

３　第１項の規定により前金払をした公共工事（設計、調査、測量又は当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）において、地方自治法施行規則附則第３条第３項各号に掲げる要件に該当し、かつ、同項に規定する前金払についての第１項の保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、第１項の前金払に追加して、当該工事の請負金額の２割以内の額の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

（前金払の請求手続等）

第56条　受注者は、前条第１項の前金払を受けようとするときは、契約締結の日から20日以内に別に定める請求書に保証事業会社の保証書を添付して、管理者に提出しなければならない。

２　前項の規定による保証書の添付は、電磁的方法であって、当該保証書に係る保証事業会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（中間前金払の請求手続等）

第56条の２　受注者は、中間前金払を受けようとするときは、別に定める請求書に保証事業会社の保証書を添付して管理者に提出しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の場合について準用する。

３　第１項の規定により、中間前金払を受けようとする受注者は、あらかじめ中間前金払の支払対象者に該当することについて、管理者の認定を受けなければならない。

（前金払の変更）

第57条　前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）をした後に工事の設計変更その他の理由により、契約変更を必要とする場合において、変更請負代金額が当初の請負代金額の10分の３以上増減したときは、その増減した額について、既に支払った前払金の比率により計算した額を追加払し、又は返納させることができる。

２　請負代金額が減額したため、前金払をすることができないものとなったときは、既に支払った前払金から、前項の規定によって減額した額に同項の比率を乗じて得た額を差し引き、その額を返納させる。

（前払金の返納）

第58条　管理者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前払金の全部又は一部を返納させなければならない。

（１）　前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。

（２）　契約に基づく義務を履行しないとき。

（３）　保証事業会社と保証契約を解除したとき。

（４）　請負契約を解除したとき。

（既成部分の部分払）

第59条　管理者は、工事等の既済部分又は物品の既済部分に対し完済前又は完納前に代価の一部を支払う旨の約定をするときは、請負代金又は契約代金の額が１件につき100万円以上である場合に限り、これを行うものとしなければならない。

２　前項の場合において、当該部分払をする額は、工事等についてはその既済部分に対する代価の10分の９、物件の買い入れについてはその既済部分に対する代価を越えるものとしてはならない。ただし、性質上可分の工事等の完済部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

３　第１項の場合において、既に前金払により当該代金の一部を前払しているときは、当該部分払をする額は、次の算式により算定した額（１万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の範囲内としなければならない。

（１）　部分払をまだ一度もしていない場合

$$\left(\text{出来高金額}\times\frac{9}{10}\right)-\left(\text{前払金額}\times\frac{9}{10}\times\frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金又は契約代金の額}}\right)$$

（２）　部分払を既にしている場合

$$\left(\text{出来高金額}\times\frac{9}{10}\right)-\left(\text{前払金額}\times\frac{9}{10}\times\frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金又は契約代金の額}}+\text{既に部分払されている額}\right)$$

４　部分払の回数は、次の表に定める範囲内とする。

請負代金の額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000万円未満	２回以内	１回
1,000万円以上　2,000万円未満	３回以内	２回以内
2,000万円以上	管理者と契約の相手方が協議して別に契約で定める回数	

５　第52条及び第54条の規定は、前２項の規定により部分払する場合における検査又は検収及び代価の支払をする場合について準用する。

（部分払の申請等）

第60条　受注者は、前条の規定により部分払を受けようとするときは、部分払申請書（第38号様式）を管理者に提出し、出来高の検査を受けなければならない。

２　検査が終了したときは、速やかに部分払金額を部分払決定通知書（第39号様式）により受注者に通知しなければならない。

（火災保険等）

第61条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書の定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに管理者に提出しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

（契約保証金の還付）

第62条　契約保証金は、工事しゅん工検査終了後並びに第48条の規定により契約を解除した場合、契約の相手方から契約保証金還付請求書（第２号様式）の提出を受けて、これと引換えに還付するものとする。

２　第26条の規定により、契約の承継を承認された場合及び届出をした場合には、既納の契約保証金は、承継者の契約保証金とみなす。

（契約不適合責任）

第63条　管理者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、管理者が別に定めるところにより目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、管理者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、管理者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、管理者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

第64条　削除

第７節　物件その他の供給

（第三者の供給禁止等）

第65条　供給人は、供給物件の全部又は一部を第三者に供給させ、若しくは供給契約上の債権を譲渡することはできない。

（検査及び引渡し）

第66条　供給人は、物件を納入しようとするときは、納品書及び請求書を提出して検査を受けなければならない。

２　検査の結果不合格品があるときは、供給人は、管理者の指定する期日までに代品を納入し、更に検査を受けなければならない。

３　前２項の規定による検査に合格したときは、同時にその引渡しを受けたものとみなす。

（物件の分割納入等）

第67条　管理者は、特に必要と認めたときは、受注者に対し、物件の分割納入を求め、又は物件完納前に既納の検査合格品を使用することができる。

（物件供給への準用）

第68条　第43条から第46条まで、第48条、第49条、第54条、第59条、第60条及び第62条の規定は、物件供給の場合に準用する。この場合において、第54条第２項中「40日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

２　前項に係る様式については、次の各号に掲げるところによる。

（１）　物件供給変更契約書（第40号様式）

（２）　納期延長承認願（第41号様式）

（３）　納期延長決定通知書（第42号様式）

（４）　物件供給代金部分払申請書（第43号様式）

（５）　物件供給代金部分払決定通知書（第44号様式）

（特殊な場合の契約）

第69条　物件供給及びその他の契約で特殊な場合、この規程を適用し難いときは、その事情に応じて必要な契約を締結することができる。

第８節　設計、測量及び調査の委託

（処理状況の調査又は報告）

第70条　管理者は、必要と認めたときは、設計、測量及び調査の委託業務の処理状況について調査をし、又は当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し報告を求めることができる。

（技術者の届出）

第71条　測量業務の受託者は、関係法令に規定する技術者を定め、選任届を管理者に提出しなければならない。

（工事請負の準用）

第72条　第30条、第31条、第36条、第37条、第42条から第49条まで、第51条から第60条まで及び第62条の規定は、設計、測量及び調査の委託について準用する。この場合において、第52条第２項中「14日以内」とあるのは「10日以内」と、第54条第２項中「40日以内」とあるのは「30日以内」と読み替えるものとする。

第９節　雑則

（委任）

第73条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この規程は、平成３年４月１日から施行する。

2　この規程の施行前のいわき市水道局契約規程（昭和44年いわき市水道部管理規程第14号）に基づいてなされた売買、貸借、請負その他の契約又は申請書、通知書、届出その他の手続は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

3　第17条中いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第125条を準用する場合においては、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

4　第55条第１項の規定の適用については、当分の間、同条同項中「４割以内」とあるのは「４割５分以内」と、「３割以内」とあるのは「３割５分以内」とする。

附　則（平成３年12月16日いわき市水道局管理規程第11号）

この規程は、平成３年12月17日から施行する。

附　則（平成４年９月30日いわき市水道局管理規程第８号）

1　この規程は、平成４年10月１日から施行する。

2　改正後の第55条の規定は、この規程の施行の日以後に新たに締結する契約について適用する。

附　則（平成６年３月30日いわき市水道局管理規程第５号）

1　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７年３月14日いわき市水道局管理規程第２号）

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日いわき市水道局管理規程第11号）

1　この規程は、平成９年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の日前に契約を締結している工事等に対する規程の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成11年４月１日いわき市水道局管理規程第２号）

この規程は、公布の日から施行し、平成10年11月１日から適用する。

附　則（平成12年４月１日いわき市水道局管理規程第19号）

この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年10月２日いわき市水道局管理規程第６号）

この規程は、平成12年７月10日から施行する。

附　則（平成13年４月１日いわき市水道局管理規程第４号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年４月１日いわき市水道局管理規程第８号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年４月30日いわき市水道局管理規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年９月22日いわき市水道局管理規程第４号）

この規程は、公布の日から施行し、平成15年４月１日から適用する。

附　則（平成16年３月19日いわき市水道局管理規程第８号）

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月７日いわき市水道局管理規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年11月30日いわき市水道局管理規程第９号）

この規程は、平成17年12月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日いわき市水道局管理規程第５号）

この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年２月29日いわき市水道局管理規程第２号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年３月28日いわき市水道局管理規程第３号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月24日いわき市水道局管理規程第３号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年２月19日いわき市水道局管理規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年３月31日いわき市水道局管理規程第４号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日いわき市水道局管理規程第９号）

１　この規程は、平成23年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際、現にこの規程による改正前のいわき市水道局契約規程により作成した様式で使用しているものについては、当分の間、引き続き使用することができる。

附　則（平成23年９月14日いわき市水道局管理規程第16号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後のいわき市水道局契約規程の規定は、平成23年４月27日から適用する。

附　則（平成23年９月14日いわき市水道局管理規程第17号）

１　この規程は、公布の日から施行し、改正後のいわき市水道局契約規程の規定は、平成23年８月16日から適用する。

２　この規程の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附　則（平成24年３月28日いわき市水道局管理規程第４号）

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　この規程の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附　則（平成24年４月27日いわき市水道局管理規程第５号）

この規程は、平成24年５月１日から施行する。

附　則（平成25年３月22日いわき市水道局管理規程第12号）

１　この規程は、平成25年４月１日から施行する。

２　改正後の第８条の２の規定は、この規程の施行日以降に公告のある一般競争入札に参加する者及び入札指名通知書により通知を受ける者について適用し、同日前に公告のあった一般競争入札に参加した者及び入札指名通知書により通知を受けた者については、なお、従前の例による。

附　則（平成26年２月28日いわき市水道局管理規程第６号）

１　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

２　この規程の施行前に作成された様式で現に使用しているものについては、当分の間、所要の調整

をして使用することができる。

附　則（平成26年３月27日いわき市水道局管理規程第８号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年３月31日いわき市水道局管理規程第２号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年６月１日いわき市水道局管理規程第３号）

この規程は、平成28年６月１日から施行する。

附　則（平成28年10月１日いわき市水道局管理規程第４号）

１　この規程は、平成28年10月１日から施行する。

２　改正後の第28条第１項第４号及び第６号の規定は、この規程の施行の日以後に新たに締結する契約について適用する。

附　則（平成29年４月１日いわき市水道局管理規程第６号）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月28日いわき市水道局管理規程第４号）

この規程は、平成31年５月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日いわき市水道局管理規程第12号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年10月20日いわき市水道局管理規程第６号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月31日いわき市水道局管理規程第３号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月27日いわき市水道局管理規程第４号）

この規程は、令和４年５月１日から施行する。

参考資料　　２

いわき市水道局契約規程

○いわき市水道局契約規程

平成３年３月25日いわき市水道局管理規程第７号

改正

平成３年12月16日いわき市水道局管理規程第11号

平成４年９月30日いわき市水道局管理規程第８号

平成６年３月30日いわき市水道局管理規程第５号

平成７年３月14日いわき市水道局管理規程第２号

平成９年３月31日いわき市水道局管理規程第11号

平成11年４月１日いわき市水道局管理規程第２号

平成12年４月１日いわき市水道局管理規程第19号

平成12年10月２日いわき市水道局管理規程第６号

平成13年４月１日いわき市水道局管理規程第４号

平成13年４月１日いわき市水道局管理規程第８号

平成15年４月30日いわき市水道局管理規程第１号

平成15年９月22日いわき市水道局管理規程第４号

平成16年３月19日いわき市水道局管理規程第８号

平成17年３月７日いわき市水道局管理規程第１号

平成17年11月30日いわき市水道局管理規程第９号

平成18年３月31日いわき市水道局管理規程第５号

平成20年２月29日いわき市水道局管理規程第２号

平成20年３月28日いわき市水道局管理規程第３号

平成21年３月24日いわき市水道局管理規程第３号

平成22年２月19日いわき市水道局管理規程第１号

平成22年３月31日いわき市水道局管理規程第４号

平成23年３月31日いわき市水道局管理規程第９号

平成23年９月14日いわき市水道局管理規程第16号

平成23年９月14日いわき市水道局管理規程第17号

平成24年３月28日いわき市水道局管理規程第４号

平成24年４月27日いわき市水道局管理規程第５号

平成25年３月22日いわき市水道局管理規程第12号

平成26年２月28日いわき市水道局管理規程第６号

平成26年３月27日いわき市水道局管理規程第８号

平成28年３月31日いわき市水道局管理規程第２号

平成28年６月１日いわき市水道局管理規程第３号

平成28年10月１日いわき市水道局管理規程第４号

平成29年４月１日いわき市水道局管理規程第６号

平成31年３月28日いわき市水道局管理規程第４号

令和２年３月31日いわき市水道局管理規程第12号

令和３年10月20日いわき市水道局管理規程第６号

令和４年３月31日いわき市水道局管理規程第３号

令和４年４月27日いわき市水道局管理規程第４号

いわき市水道局契約規程

いわき市水道局契約規程（昭和44年いわき市水道部管理規程第14号）の全部を改正する。

目次

第１章

第１節　総則（第１条・第２条）

第２節　一般競争入札（第３条―第15条）

第３節　指名競争入札（第16条―第19条）

第４節　随意契約（第20条―第23条）

第５節　契約の締結（第24条―第29条）

第６節　工事請負（第30条―第64条）

第７節　物件その他の供給（第65条―第69条）

第８節　設計、測量及び調査の委託（第70条―第72条）

第９節　雑則（第73条）

附則

第１章

第１節　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、いわき市水道局（以下「局」という。）における売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　法　地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。

（２）　施行令　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。

（３）　企業法施行令　地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）をいう。

第２節　一般競争入札

（一般競争入札の参加資格）

第３条　施行令第167条の５第１項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）がこれを定め、掲示その他の方法により公示するものとする。

２　前項の場合において、入札に参加しようとする者は、当該入札に参加する者として必要な資格を有することについて、管理者の確認を受けなければならない旨を併せて公示するものとする。

３　施行令第167条の５の２の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、管理者が別に定める。

（一般競争入札の公告）

第４条　一般競争入札を執行しようとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに施行令第167条の６に規定する事項を、いわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第１号）に規定する掲示場に公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を５日までに短縮することができるものとし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）の適用を受ける工事請負の入札で見積期間の定められているものについては、業法第20条の規定による。

２　公告には、前項に規定するもののほか、少なくとも次の各号に掲げる事項の記載がなければならない。

（１）　一般競争入札に付する事項

（２）　入札保証金及び契約保証金に関する事項

（３）　契約条項を示す場所及び期間に関する事項

（４）　入札に参加する資格を有することについて、管理者の確認を受けなければならない旨

（５）　その他必要な事項

（入札保証金の額）

第５条　企業法施行令第21条の15の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る入札金額（単

価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の３以上の額に相当する額とする。

（入札保証金の納付）

第６条　入札保証金は、入札に参加しようとする者が、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）又はいわき市水道事業会計規程（平成２年いわき市水道局管理規程第６号）第21条第１項に規定する有価証券で、入札時限までに入札保証金納付書（第１号様式）により納付しなければならない。

（入札保証金の減免）

第７条　管理者は、次の各号に掲げる場合においては、第５条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（１）　一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に管理者を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（２）　施行令第167条の５第１項又は施行令第167条の11第２項の規定により入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去２年間に国（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

２　管理者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除する場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

３　第１項第１号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該一般競争入札に参加しようとする者をして、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（入札保証金の還付）

第８条　落札者に対する入札保証金は、契約が確定した後、落札者以外の者に対する入札保証金は、落札しないことが決定した後に、入札保証金還付請求書（第２号様式）の提出を受けて、これと引換に還付するものとする。

２　入札保証金は、落札者の同意を得て、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

（入札違約金の徴収）

第８条の２　第７条第１項の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者になった場合において、当該落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価

による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の３に相当する額を違約金として徴収する。

（予定価格の設定）

第９条　管理者は、一般競争入札に付する事項について、その価格をあらかじめ当該付そうとする事項に関する仕様書、設計書等により予算の範囲内で予定価格を決定し、その予定価格書（第３号様式又は第４号様式）を封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。ただし、30万円未満の契約の場合は、予定価格書の作成を省略することができる。

２　予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

（最低制限価格）

第10条　施行令第167条の10第２項に規定する最低制限価格を設ける場合は、その都度個々の契約につきこれを定めなければならない。

２　前項の規定により最低制限価格を定めた場合は、予定価格書に併記しなければならない。

３　最低制限価格を付することとなったときは、第４条の規定による公告において、最低制限価格を付した旨を明らかにしなければならない。

（入札）

第11条　一般競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に入札保証金を納め仕様書、図面、見本、契約事項、入札心得及び現場等を熟覧のうえ、入札書（第５号様式又は第６号様式）を作成し、入札保証金納付済書（第２号様式）その他指定する書類を所定の場所及び日時までに管理者に提出しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、併せて委任状を提出しなければならない。

２　前項前段の規定にかかわらず、電子入札システム（建設工事等に係る一般競争入札に関する事務を市の電子情報処理組織を利用して処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による一般競争入札に参加しようとする者は、所定の入札期間内に入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録を電子入札システムにより管理者に送信しなければならない。

３　前項の電磁的記録は、電子入札システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該電子入札システムに係る電子計算機に備えられた管理者が指定するファイルに到達したものとみなす。

（入札代理等の禁止）

第12条　入札人及び代理人は、他の入札人の代理人となり、また数人共同して入札することはできない。

（入札の無効）

第13条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　入札に参加する資格のない者の行った入札

（２）　入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者の行った入札

（３）　入札書に記名押印（電子入札システムによる一般競争入札にあっては、入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録に入札者についての認証）のない入札

（４）　入札書（電子入札システムによる一般競争入札にあっては、入札金額その他入札に必要な所定の事項を記録した電磁的記録）に記載した金額その他が不明確な入札

（５）　同一入札に他人の代理を兼ね、又は２通以上行った入札

（６）　連合その他の不正の行為によってされたと認められる入札

（７）　前各号に掲げるもののほか、この規程又は特に指定した事項に違反して行った入札

（入札の中止）

第14条　天災地変等により入札の執行ができなくなったとき、又は管理者が不適当と認めたときは、その執行を延期し、又は中止することができる。

（落札の通知）

第15条　管理者は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を口頭又は落札決定通知書（第７号様式）により、当該落札者に通知しなければならない。ただし、電子入札システムによる一般競争入札の場合は、この限りでない。

第３節　指名競争入札

（指名競争入札参加者の資格）

第16条　施行令第167条の11第２項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、管理者が別に定め、掲示その他の方法により公示するものとする。

２　第３条第２項の規定は、前項の場合について準用する。

（建設工事等入札参加資格審査申請書の提出）

第17条　指名競争入札の指名を受けようとする者の入札参加資格審査申請書の提出並びに登録については、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第125条の規定の例による。

（指名競争入札の参加者の指名）

第18条　指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格

を有する者の中よりなるべく５人以上の者を選定し、入札指名通知書（第８号様式又は第９号様式）により通知しなければならない。

２　前項の場合においては、当該入札の参加者に対し、施行令第167条の12第２項に規定するもののほか、第４条第２項各号（第４号を除く。）に掲げる事項を通知しなければならない。

（一般競争入札の規定の準用）

第19条　前節（第３条及び第４条を除く。）の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第４節　随意契約

（予定価格の限度額）

第20条　企業法施行令第21条の14第１項第１号の規定により規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　工事又は製造の請負　130万円

（２）　財産の買入れ　80万円

（３）　物件の借入れ　40万円

（４）　財産の売払い　30万円

（５）　物件の貸付け　30万円

（６）　前各号に掲げるもの以外のもの　50万円

（契約の内容等の公表）

第20条の２　企業法施行令第21条の14第１項第３号及び第４号の規定により規程で定める手続は、次のとおりとする。

（１）　あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。

（２）　契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。

（３）　契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

（予定価格の設定）

第21条　管理者は、企業法施行令第21条の14の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第９条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。

（見積書の徴収）

第22条　管理者は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により２人以上の

者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。

（一般競争入札の規定の準用）

第23条　第11条から第13条まで及び第15条の規定は、随意契約の場合に準用する。

第５節　契約の締結

（契約書の作成）

第24条　管理者は、契約の相手方が決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書（第10号様式又は第11号様式）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

（１）　契約の目的

（２）　契約の金額

（３）　契約履行の期限又は期間

（４）　契約履行の場所

（５）　契約代金の支払又は受領の時期及び方法

（６）　保証金額及び契約違反の場合における保証金の処分に関する事項

（７）　監督又は検査に関する事項

（８）　前払金、出来高払についての特約に関する事項

（９）　各当事者の一方から契約内容の変更又は中止の申出があった場合における損害の負担に関する事項

(10)　天災その他不可抗力による損害の負担に関する事項

(11)　価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関する事項

(12)　契約に関する紛争の解決方法に関する事項

(13)　その他必要な事項

２　管理者は、前項の契約書に、契約の相手方とともに、記名押印しなければならない。

３　工事請負及び物件供給の契約は、前２項の規定によるほか、別に定めるいわき市水道局工事請負契約約款及びいわき市水道局物件供給契約約款によらなければならない。

（契約書の作成の省略）

第25条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

（１）　工事請負又は設計、測量及び調査の委託で、請負代金額又は契約代金額が30万円以上100万円未満のものについては、請書（第12号様式）の提出があったとき。

（２）　工事請負又は設計、測量及び調査の委託、物件の供給で、請負代金額又は契約代金額が30万円未満のものについては、契約事項を記載した見積書（第14号様式又は第15号様式）の提出があったとき。

（３）　物件の供給について、契約代金額30万以上50万円未満で、請書（第13号様式）の提出があったとき。

（４）　前各号に掲げるほか、管理者が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

（名義変更及び契約の承継）

第26条　契約人が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約変更届（第16号様式）により、その旨を管理者に届け出なければならない。

（１）　法人の代表者の変更

（２）　法人名義の変更

（３）　支店、支店長の変更

（４）　法人成りの変更

（５）　法人としての同一性を失わない組織の変更

２　管理者は、次の各号のいずれかに該当し、相続人又は営業承継者から契約の承継申出があったときは、契約承継申請書（第17号様式）を提出させなければならない。

（１）　個人契約人の場合で、死亡相続が行われたとき。

（２）　個人営業者が営業権を譲渡したとき。

（３）　法人の合併による営業の承継

３　前２項の規定の手続をする場合は、その変更に係る登記事項証明書その他これを証する書類を併せて管理者に提出しなければならない。

４　第２項の規定により契約承継の申請があった場合は、管理者は、内容調査のうえその適否を決定し、契約承継決定通知書（第18号様式）によって申請者に通知しなければならない。

（契約保証金）

第27条　管理者は、契約の相手方をして、企業法施行令第21条の15の規定による契約保証金を、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上とし、契約時限までに現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振りだしたもの又は支払保証したものに限る。）で納めさせるものとする。

２　前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに該当する担保の提供をもって代えることができる。

（１）　いわき市水道事業会計規程第21条第１項に規定する有価証券

（２）　当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

３　第２項第１号の規定により提供される有価証券の担保価格の算定については、いわき市水道事業会計規程第21条第１項に規定するところによる。

４　管理者は、第２項第２号の保証をもって契約保証金の納付に代えるときは、契約の相手方となるべき者として、当該保証に係る証書を提出させなければならない。

５　前項の規定による証書の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該証書に係る銀行、金融機関又は保証事業会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（契約保証金の減免）

第28条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（１）　契約の相手方が、官公署その他管理者がこれに準ずると認める法人であるとき。

（２）　契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（３）　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。ただし、役務的保証を求める場合の付保割合（保証金額の契約金額に対する割合）は、100分の30以上（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）としなければならない。

（４）　施行令第167条の５第１項又は施行令第167条の11第２項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が当該資格を有する者であって、過去２年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年指令第165号）第99条第９号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。ただし、工事及び製造（以下「工事等」という。）の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。

（５）　請負代金額が500万円未満の工事等の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（６） 契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（７） 随意契約による契約を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が50万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

２ 管理者は、前項第２号又は第３号の規定により契約保証金の納付を免除するときは、契約の相手方となるべき者をして、当該保険証券又は当該保証証券を提出させなければならない。

３ 前項の規定による保険証券又は保証証券の提出は、電磁的方法であって、当該保険証券又は当該保証証券に係る保険会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（連帯保証人）

第29条 管理者は、必要があると認めるときは、契約の相手方となるべき者をして、連帯保証人を立てさせなければならない。

２ 管理者は、前項の場合においては、同項の規定により契約の相手方をして立てさせた連帯保証人について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から５日以内にさらに連帯保証人を立てる旨を約定させなければならない。

（１） 連帯保証人が死亡し、又は解散したとき。

（２） 法令の規定により別段の資格を必要とされる連帯保証人がその資格を失ったとき。

第６節 工事請負

（工事費内訳明細書及び工事工程表の提出）

第30条 受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書（第19号様式）及び工事工程表（第20号様式）を作成し、管理者に提出しなければならない。ただし、工期が30日以内の工事については、工事工程表の提出は必要ないものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、管理者が特にその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

（工事の着手）

第31条 受注者は、契約締結の日から５日以内に着工し、着工の前日までに着工届（第21号様式）を管理者に提出しなければならない。

（工事現況の報告）

第32条 受注者は、工事着工後、毎月末日現在の現況を、管理者の命じた監督員（以下「監督員」という。）を経由し、工事現況報告書（第22号様式）により管理者に報告しなければならない。ただ

し、工期が60日未満の工事については、この限りでない。

（工事の指揮監督）

第33条　受注者は、工事の施工中現場に常駐し、監督員の指揮監督に従わなければならない。ただし、本人が常駐し難いときは、現場代理人を定め、現場代理人及び主任技術者等通知書（第23号様式。以下「通知書」という。）をもって管理者に通知しなければならない。この場合、請負代金額50万円未満の工事にあっては、通知の必要はないものとする。

（主任技術者等の通知）

第34条　受注者は、業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。業法第26条の２の場合には、専門技術者。以下同じ。）を定め、通知書をもって管理者に通知しなければならない。ただし、請負代金額50万円未満の工事については、この限りでない。

２　前項の主任技術者等は、前条の現場代理人と兼ねることができる。

（現場代理人等の交替）

第35条　管理者は、受注者の現場代理人、主任技術者等、使用人又は労務者について、工事の施工又は管理につき不適当と認められる者がある場合は、受注者に対しその交替を要求することができる。

（権利、義務の譲渡等の禁止）

第36条　受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物又は検査済工事材料を第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

（一括下請負の禁止）

第37条　受注者は、工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

（水中等の工事施工）

第38条　受注者は、水中又は地中の工事その他しゅん工後、外部から検査をすることができない工作物の作業については、写真を撮影し、かつ、監督員の立会いがなければ施工することができない。この場合、写真は２部作成し、１部は速やかに監督員に提出し、残り１部は工事しゅん工時に添付書類として、管理者に提出しなければならない。

（材料の検査）

第39条　受注者は、工事に使用する材料について工事材料検査願（第26号様式）を提出し、監督員の検査を受けなければならない。

（支給材料の取扱い）

第40条　受注者は、管理者から工事用材料を支給されたときは、速やかに支給材料受領書（第27号様式）を管理者に提出しなければならない。

２　前項の規定により支給された工事用材料を使用するときは、監督員の指定した場所に保管し、かつ、支給材料受払簿（第28号様式）を備えて、その用途を明確にしておかなければならない。

３　受注者は、工事しゅん工後、支給材料受払計算書（第29号様式）を管理者に提出し、材料の使用残品があるときは、速やかにこれを返納しなければならない。

（支給材料の弁償）

第41条　受注者は、管理者から支給された材料を受領した後において、亡失、滅失又はき損（以下「亡失等」という。）したときは、現品又はその損害を弁償しなければならない。ただし、その亡失等が天災地変その他避けることができない理由によるときは、この限りでない。

（仕様書等不適合の場合の改造義務）

第42条　受注者は、工事の施工が仕様書又は図面に適合しない場合に、監督員がその改造を指示したときは、これに従わなければならない。この場合、このために請負代金額の増額又は工期の延長をすることはできない。

（工事の中止又は変更等）

第43条　管理者は、必要があると認めたときは、工事の全部又は一部の施工中止、工事の変更若しくは工期の伸縮をすることができる。

２　前項の規定による工事の変更等により請負代金額を変更する必要が生じた場合は、変更前の請負代金額を変更前の設計金額で除し、これに変更後の設計金額を乗じて算出するものとする。

３　第１項の規定による工事の中止等のため受注者が損害を受けたときは、受注者と協議して賠償額を決定する。この場合、協議が成立しないときは、管理者の認定した額とする。

（変更契約書の提出）

第44条　管理者は、前条の規定により変更を生じたときは、工事請負変更契約書（第30号様式）を作成しなければならない。この場合、請負代金額に増減を生じたときは、契約保証金を追徴又は還付する。

（工期の延長）

第45条　受注者は、天災地変その他自己の責任によらない理由により期限内に工事等の完成をすることができないときは、管理者に工期延長承認願（第31号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

２　管理者は、前項の申請を受けたときは、実情を調査し、その適否を決定し、工期延長決定通知書

（第32号様式）により通知しなければならない。

（経済事情の激変等による請負代金額の変更）

第46条　工期内に経済事情の激変又は予期することのできない異常の理由の発生に基づき、請負代金額が著しく不適当であると認められるときは、請負代金額を変更することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求等）

第47条　第28条第３項の規定により債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（第28条第１項第３号後段の規定）による保証を付された場合において、受注者が次条第１項各号のいずれかに該当するときは、管理者は当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人を選定し管理者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から管理者に対して、契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（１）　請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡に係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

（２）　工事完成債務

（３）　契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

（４）　解除権

（５）　その他契約に係る一切の権利及び義務（受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　管理者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　管理者が、第１項の規定による請求を行った場合において、公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、契約に基づいて管理者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（契約の解除等）

第48条　管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。この場合、受注者が損害を受けても管理者は、その責任を負わない。

（１）　契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）　正当な理由なくして、契約で定める着工期日を過ぎても着手しないとき。

（３） 契約の相手方が、解除を申し出たとき。

（４） 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、契約の相手方が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

２ 管理者は、前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、やむを得ない理由があるときは、契約を解除し、又はその履行を中止させ、若しくはその一部を変更することができる。

３ 管理者は、前２項の規定に基づき契約を解除し、又はその履行を中止させるときは、その理由、期間、その他必要な事項を記載した文書で、その旨を契約の相手方に通知しなければならない。

４ 管理者は、第２項の規定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約の相手方と当該契約の変更に関する契約を締結しなければならない。

（違約金の徴収）

第49条 受注者が、前条第１項各号のいずれかに該当したことにより契約を解除した場合は、契約代金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額）の100分の10に相当する額を履行不能の違約金として徴収する。ただし、管理者が特に認めたときは、減免することができる。

２ 受注者が契約期間内に工事を完成することができないときは、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金額を控除した額に、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を履行遅滞の損害金として徴収する。

３ 第１項の違約金及び第２項の損害金は、請負代金額から控除することができる。

（契約解除に基づく貸与品等の返還）

第50条 第48条の規定により契約を解除された受注者は、貸与品及び支給材料があるときは、速やかに返還しなければならない。

（工事中止等による代金の支払）

第51条 第43条の規定による工事の中止の場合及び第48条の規定による契約の解除による代金の支払については、管理者は、仕様書その他設計図書に適合している工事の既成部分及び現場に存置している受注者が提出した工事用材料中、検査に合格したものに対しては、工事費内訳明細書の単価に基づいて算出した額を支払う。ただし、工事費内訳明細書を徴しない場合は、設計書の単価に基づいて算出した額に請負比率を乗じて得た額を支払う。

（検査及び引渡し）

第52条 法第234条の２第１項の規定による工事の検査は、管理者又は管理者が命じた検査員が行わな

ければならない。

2　受注者は、工事がしゅん工したときは、直ちにしゅん工届（第33号様式）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、検査は、しゅん工届の提出のあった日から起算して14日以内に行うものとする。

3　管理者は、前項の規定により検査を行う場合、必要があると認めたときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに補修して管理者の検査を受けなければならない。この場合において、補修の完了を工事の完了とする。

5　管理者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡を申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡を受け完成工事物受領書（第35号様式）を交付しなければならない。

6　その他検査に必要な事項は、別に定める。

（監督又は検査の委託）

第53条　管理者は、施行令第167条の15第４項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせるときは、当該監督又は検査の委託に関し、必要な事項を記載した文書により、相手方にその旨を通知しなければならない。

2　前項の規定により、監督又は検査の委託を受けた者は、当該委託に係る監督又は検査を完了したときは、監督日誌及び関係調書を管理者に送付しなければならない。

3　第33条及び前条の規定は、第１項の規定により、監督又は検査の委託をした場合における監督又は検査について準用する。

（請負代金額の支払）

第54条　受注者は、第52条の規定によるしゅん工検査に合格したときは、請負代金額の請求書を管理者に提出しなければならない。

2　前項の規定による請負代金額の支払時期は、受注者からの正当な請求書を受理した日から起算して40日以内とする。

3　管理者の責に帰すべき理由により前項に定める支払が遅れたときは、受注者は、未受領金額に、その日数に応じ、遅延利息の率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の支払の請求をすることができる。

（前金払）

第55条　保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該工事の請負代金額又は委託金額が100万円以上（設計、調査又は測量に係るものにあっては、300万円以上）である場合に限り、その４割以内（設計、調査、測量又は当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものにあっては、３割以内）の額の前金払をすることができる。

２　前項の規定により前金払をする場合において、管理者が一時に支払うことが不適当と認めたときは、前金払の額を工事工程表により分割算定して支払うことができる。

３　第１項の規定により前金払をした公共工事（設計、調査、測量又は当該工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）において、地方自治法施行規則附則第３条第３項各号に掲げる要件に該当し、かつ、同項に規定する前金払についての第１項の保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、第１項の前金払に追加して、当該工事の請負金額の２割以内の額の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

（前金払の請求手続等）

第56条　受注者は、前条第１項の前金払を受けようとするときは、契約締結の日から20日以内に別に定める請求書に保証事業会社の保証書を添付して、管理者に提出しなければならない。

２　前項の規定による保証書の添付は、電磁的方法であって、当該保証書に係る保証事業会社が定め、管理者が認めた措置をもって代えることができる。

（中間前金払の請求手続等）

第56条の２　受注者は、中間前金払を受けようとするときは、別に定める請求書に保証事業会社の保証書を添付して管理者に提出しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の場合について準用する。

３　第１項の規定により、中間前金払を受けようとする受注者は、あらかじめ中間前金払の支払対象者に該当することについて、管理者の認定を受けなければならない。

（前金払の変更）

第57条　前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）をした後に工事の設計変更その他の理由により、契約変更を必要とする場合において、変更請負代金額が当初の請負代金額の10分の３以上増減したときは、その増減した額について、既に支払った前払金の比率により計算した額を追加払し、又は返納させることができる。

２　請負代金額が減額したため、前金払をすることができないものとなったときは、既に支払った前払金から、前項の規定によって減額した額に同項の比率を乗じて得た額を差し引き、その額を返納させる。

（前払金の返納）

第58条　管理者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前払金の全部又は一部を返納させなければならない。

（１）　前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。

（２）　契約に基づく義務を履行しないとき。

（３）　保証事業会社と保証契約を解除したとき。

（４）　請負契約を解除したとき。

（既成部分の部分払）

第59条　管理者は、工事等の既済部分又は物品の既済部分に対し完済前又は完納前に代価の一部を支払う旨の約定をするときは、請負代金又は契約代金の額が１件につき100万円以上である場合に限り、これを行うものとしなければならない。

２　前項の場合において、当該部分払をする額は、工事等についてはその既済部分に対する代価の10分の９、物件の買い入れについてはその既済部分に対する代価を越えるものとしてはならない。ただし、性質上可分の工事等の完済部分に対しては、その代価の全額まで支払うことができる。

３　第１項の場合において、既に前金払により当該代金の一部を前払しているときは、当該部分払をする額は、次の算式により算定した額（１万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の範囲内としなければならない。

（１）　部分払をまだ一度もしていない場合

$$\left(\text{出来高金額}\times\frac{9}{10}\right)-\left(\text{前払金額}\times\frac{9}{10}\times\frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金又は契約代金の額}}\right)$$

（２）　部分払を既にしている場合

$$\left(\text{出来高金額}\times\frac{9}{10}\right)-\left(\text{前払金額}\times\frac{9}{10}\times\frac{\text{出来高金額}}{\text{請負代金又は契約代金の額}}+\text{既に部分払されている額}\right)$$

４　部分払の回数は、次の表に定める範囲内とする。

請負代金の額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000万円未満	２回以内	１回
1,000万円以上　2,000万円未満	３回以内	２回以内
2,000万円以上	管理者と契約の相手方が協議して別に契約で定める回数	

５　第52条及び第54条の規定は、前２項の規定により部分払する場合における検査又は検収及び代価の支払をする場合について準用する。

（部分払の申請等）

第60条　受注者は、前条の規定により部分払を受けようとするときは、部分払申請書（第38号様式）を管理者に提出し、出来高の検査を受けなければならない。

２　検査が終了したときは、速やかに部分払金額を部分払決定通知書（第39号様式）により受注者に通知しなければならない。

（火災保険等）

第61条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書の定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに管理者に提出しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

（契約保証金の還付）

第62条　契約保証金は、工事しゅん工検査終了後並びに第48条の規定により契約を解除した場合、契約の相手方から契約保証金還付請求書（第２号様式）の提出を受けて、これと引換えに還付するものとする。

２　第26条の規定により、契約の承継を承認された場合及び届出をした場合には、既納の契約保証金は、承継者の契約保証金とみなす。

（契約不適合責任）

第63条　管理者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、管理者が別に定めるところにより目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、管理者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、管理者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、管理者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

第64条　削除

第７節　物件その他の供給

（第三者の供給禁止等）

第65条　供給人は、供給物件の全部又は一部を第三者に供給させ、若しくは供給契約上の債権を譲渡することはできない。

（検査及び引渡し）

第66条　供給人は、物件を納入しようとするときは、納品書及び請求書を提出して検査を受けなければならない。

２　検査の結果不合格品があるときは、供給人は、管理者の指定する期日までに代品を納入し、更に検査を受けなければならない。

３　前２項の規定による検査に合格したときは、同時にその引渡しを受けたものとみなす。

（物件の分割納入等）

第67条　管理者は、特に必要と認めたときは、受注者に対し、物件の分割納入を求め、又は物件完納前に既納の検査合格品を使用することができる。

（物件供給への準用）

第68条　第43条から第46条まで、第48条、第49条、第54条、第59条、第60条及び第62条の規定は、物件供給の場合に準用する。この場合において、第54条第２項中「40日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

２　前項に係る様式については、次の各号に掲げるところによる。

（１）　物件供給変更契約書（第40号様式）

（２）　納期延長承認願（第41号様式）

（３）　納期延長決定通知書（第42号様式）

（４）　物件供給代金部分払申請書（第43号様式）

（５）　物件供給代金部分払決定通知書（第44号様式）

（特殊な場合の契約）

第69条　物件供給及びその他の契約で特殊な場合、この規程を適用し難いときは、その事情に応じて必要な契約を締結することができる。

第８節　設計、測量及び調査の委託

（処理状況の調査又は報告）

第70条　管理者は、必要と認めたときは、設計、測量及び調査の委託業務の処理状況について調査をし、又は当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）に対し報告を求めることができる。

（技術者の届出）

第71条　測量業務の受託者は、関係法令に規定する技術者を定め、選任届を管理者に提出しなければならない。

（工事請負の準用）

第72条　第30条、第31条、第36条、第37条、第42条から第49条まで、第51条から第60条まで及び第62条の規定は、設計、測量及び調査の委託について準用する。この場合において、第52条第２項中「14日以内」とあるのは「10日以内」と、第54条第２項中「40日以内」とあるのは「30日以内」と読み替えるものとする。

第９節　雑則

（委任）

第73条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この規程は、平成３年４月１日から施行する。

2　この規程の施行前のいわき市水道局契約規程（昭和44年いわき市水道部管理規程第14号）に基づいてなされた売買、貸借、請負その他の契約又は申請書、通知書、届出その他の手続は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

3　第17条中いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）第125条を準用する場合においては、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

4　第55条第１項の規定の適用については、当分の間、同条同項中「４割以内」とあるのは「４割５分以内」と、「３割以内」とあるのは「３割５分以内」とする。

附　則（平成３年12月16日いわき市水道局管理規程第11号）

この規程は、平成３年12月17日から施行する。

附　則（平成４年９月30日いわき市水道局管理規程第８号）

1　この規程は、平成４年10月１日から施行する。

2　改正後の第55条の規定は、この規程の施行の日以後に新たに締結する契約について適用する。

附　則（平成６年３月30日いわき市水道局管理規程第５号）

1　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７年３月14日いわき市水道局管理規程第２号）

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日いわき市水道局管理規程第11号）

1　この規程は、平成９年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の日前に契約を締結している工事等に対する規程の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成11年４月１日いわき市水道局管理規程第２号）

この規程は、公布の日から施行し、平成10年11月１日から適用する。

附　則（平成12年４月１日いわき市水道局管理規程第19号）

この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成12年10月２日いわき市水道局管理規程第６号）

この規程は、平成12年７月10日から施行する。

附　則（平成13年４月１日いわき市水道局管理規程第４号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年４月１日いわき市水道局管理規程第８号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年４月30日いわき市水道局管理規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年９月22日いわき市水道局管理規程第４号）

この規程は、公布の日から施行し、平成15年４月１日から適用する。

附　則（平成16年３月19日いわき市水道局管理規程第８号）

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月７日いわき市水道局管理規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年11月30日いわき市水道局管理規程第９号）

この規程は、平成17年12月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日いわき市水道局管理規程第５号）

この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年２月29日いわき市水道局管理規程第２号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年３月28日いわき市水道局管理規程第３号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年３月24日いわき市水道局管理規程第３号）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年２月19日いわき市水道局管理規程第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年３月31日いわき市水道局管理規程第４号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日いわき市水道局管理規程第９号）

１　この規程は、平成23年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際、現にこの規程による改正前のいわき市水道局契約規程により作成した様式で使用しているものについては、当分の間、引き続き使用することができる。

附　則（平成23年９月14日いわき市水道局管理規程第16号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後のいわき市水道局契約規程の規定は、平成23年４月27日から適用する。

附　則（平成23年９月14日いわき市水道局管理規程第17号）

１　この規程は、公布の日から施行し、改正後のいわき市水道局契約規程の規定は、平成23年８月16日から適用する。

２　この規程の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附　則（平成24年３月28日いわき市水道局管理規程第４号）

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　この規程の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附　則（平成24年４月27日いわき市水道局管理規程第５号）

この規程は、平成24年５月１日から施行する。

附　則（平成25年３月22日いわき市水道局管理規程第12号）

１　この規程は、平成25年４月１日から施行する。

２　改正後の第８条の２の規定は、この規程の施行日以降に公告のある一般競争入札に参加する者及び入札指名通知書により通知を受ける者について適用し、同日前に公告のあった一般競争入札に参加した者及び入札指名通知書により通知を受けた者については、なお、従前の例による。

附　則（平成26年２月28日いわき市水道局管理規程第６号）

１　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

２　この規程の施行前に作成された様式で現に使用しているものについては、当分の間、所要の調整

をして使用することができる。

附　則（平成26年３月27日いわき市水道局管理規程第８号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年３月31日いわき市水道局管理規程第２号）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年６月１日いわき市水道局管理規程第３号）

この規程は、平成28年６月１日から施行する。

附　則（平成28年10月１日いわき市水道局管理規程第４号）

１　この規程は、平成28年10月１日から施行する。

２　改正後の第28条第１項第４号及び第６号の規定は、この規程の施行の日以後に新たに締結する契約について適用する。

附　則（平成29年４月１日いわき市水道局管理規程第６号）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月28日いわき市水道局管理規程第４号）

この規程は、平成31年５月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日いわき市水道局管理規程第12号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年10月20日いわき市水道局管理規程第６号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月31日いわき市水道局管理規程第３号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月27日いわき市水道局管理規程第４号）

この規程は、令和４年５月１日から施行する。

参考資料　　３

いわき市水道局元請・下請
関係適正化指導要綱

○いわき市水道局元請・下請関係適正化指導要綱

平成10年９月30日いわき市水道局内訓第８号

改正

平成22年３月31日いわき市水道局内訓第６号

平成23年５月31日いわき市水道局内訓第４号

平成27年６月10日いわき市水道局内訓第３号

平成28年６月１日

平成31年３月28日

令和３年10月20日いわき市水道局内訓第14号

いわき市水道局元請・下請関係適正化指導要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、建設工事に携わる元請負人と下請負人との間における対等の協力者としての適正な契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善等を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、建設工事に係る下請契約について、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を明らかにするとともに、局が行う指導の基準として必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「建設工事」とは、法第２条第１項に規定する建設工事であって、局の機関が注文するものをいう。

２　この要綱において「元請負人」とは、建設工事に係る請負契約を局の機関と締結した建設業者（以下「受注元請負人」という。）のほか、当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。

３　この要綱において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約（当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、そのすべての下請契約を含む。）における請負人をいう。

（一括下請負の禁止等）

第３条　一括下請負は、中間において不合理な利潤を生じさせ、建設工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化等を招くおそれ、実際の建設工事の施工における責任の所在を不明確にするおそれ、注文者である局の機関の信頼を損なうおそれその他の弊害を生ずるおそれがあるため、原則としてこれを禁止するものとする。

２　重層的な数次の下請負は、前項に規定する弊害が生ずるおそれがあるため、必要と認められる場

合を除き、行わないものとする。

（下請負人の選定）

第４条　元請負人は、下請負人の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し法により許可を受けるべきであるにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、若しくは停止されている者を除くとともに、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

２　前項の場合において、元請負人は、次に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

（１）　過去における工事成績が優良であること。

（２）　建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。

（３）　建設工事を施工するに足りる労働力、機械機器及び法定資格者を確保できると認められること。

（４）　財務内容が良好で、経営が安定していると認められること。

（５）　建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。

（６）　一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

（７）　建設労働者の募集は、適正に行うこととし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。

（８）　過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。

（９）　賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。

(10)　現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。

(11)　取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。

(12)　排除措置対象者（いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成21年いわき市水道局内訓第２号）第４条第１項に規定する排除措置対象者をいう。）に該当しないこと。

(13)　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年　法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出をしている者（当該届出の義務がない者を含む。以下「社会保険等加入者」という。）であること。

（適正な下請契約の締結等）

第５条　元請負人及び下請負人は、工事の開始に当たり、あらかじめ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した下請契約書により、下請契約を締結するものとする。

２　元請負人は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該工事の見積をするために必要な一定の期間を設けるものとする。

３　元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事を施工するために通常必要と認められる原価（消費税相当分を含む。）に満たない金額を請負代金の額とする下請契約は締結しないものとする。

４　元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、購入させないものとする。

５　元請負人は、その請け負った工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くものとする。

６　元請負人は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を下請負人に付けないよう配慮するものとする。

７　元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了するものとする。

８　元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

（下請代金の支払の適正化等）

第６条　元請負人は、下請契約により定められた事項に関するもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）　前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに現金で前払金として支払うよう努めること。

（２）　請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工事を施工した下請に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から１月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。

（３）　下請契約締結後、正当な理由がなく下請代金の額を減じないこと。

（４）　下請工事に必要な資材を元請から購入させる場合は、正当な理由なくその建設工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。

（５）　特定建設業者が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの申出の日（引渡しの日について第５条第８項ただし書の特約がなされている場合は、その日。次号において同じ。）から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。

（６）　前号の支払期日を定めなかった場合又は引渡しの申出の日から起算して50日を経過する日以降の日を支払期日と定めた場合においても、支払期日は当該50日を経過する日を下請代金の支払期日とすること。

（７）　前２号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、前条第８項の申出の日から50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。

（８）　下請代金の支払は、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払とを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。

（９）　手形期間は、90日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう努めること。

(10)　一般金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

(11)　元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人がその割引に要する費用又は増加費用については、元請負人が負担すること。

(12)　元請負人には、下請負人が必要とする法定福利費の額を明示して契約を締結すること。

２　元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても、前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。

（下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善）

第７条　下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次に掲げる事項について措置するものとする。

（１）　雇用及び労働条件の改善に関して次に掲げる事項

ア　建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。

イ　適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設

労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

ウ　賃金は、毎月１回以上一定日に、通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。

エ　建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。

オ　労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮及び休日の確保に十分配慮すること。

（２）　安全衛生の確保に関して次に掲げる事項

ア　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守し工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

イ　災害が発生した場合は、当該下請契約における元請負人及び受注元請負人に速やかに報告すること。

（３）　福祉の充実に関して次に掲げる事項

ア　元請負人に対して法定福利費の額を明示した見積書を提出し、必要な法定福利費を確保の上、社会保険等加入者として、保険料を適正に納付すること。この場合において、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

イ　任意の労働者災害補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

ウ　建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。この場合において、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

エ　自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

（４）　福利厚生施設の整備に関して次に掲げる事項

ア　建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める寄宿舎に関する規定を遵守すること。

イ　建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。

（５）　建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。

（６）　適正な雇用管理に関して次に掲げる事項

ア　雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

イ　建設労働者の募集は、適法に行うこと。

ウ　出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

（７）　前各号に掲げる事項のほか、建設業関係法令を遵守すること。

（元請負人の下請負人に対する指導等）

第８条　受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該工事に係るすべての下請負人が前条に定める事項について措置するよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

２　受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

（受注元請負人の他の元請に対する指導）

第９条　受注元請負人は、当該建設工事に係るすべての元請負人に対し、第３条から第６条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

（受注元請負人の遵守事項）

第10条　受注元請負人は、前２条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）　事業場ごとに、他の全ての元請負人及び下請負人に対して総括的に指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置くこと。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができること。

（２）　下請指導責任者は、この要綱の趣旨及び内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握し、下請負人に対し、元請・下請関係の適正化に関する指導、助言その他の援助を行うとともに、紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めること。

（３）　下請負契約を締結した日から14日以内に下請通知書（第１号様式）を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出すること。

（４）　施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え置き、当該台帳の写しを管理者に提出するとともに、施工体系図を工事現場内の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

（５）　工事現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、

協議組織を設置する等必要な措置を講ずること。

（６） 工事現場に工事現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括監理を行うこと。この場合においては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 現場代理人は、工事現場に常駐すること。

イ 下請契約金額が4,000万円（建築一式工事にあっては、6,000万円）以上になる場合は監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人と兼ねることができること。

ウ 請負金額が3,500万円（建築一式工事にあっては、7,000万円）以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者であること。

エ 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。

（下請負報告書の提出）

第11条 受注元請負人は、しゅん工届提出時に下請負報告書（第２号様式）を管理者に提出しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、建設工事の施行又は管理について著しく不適当と認められる下請がなされていると認められる工事については、管理者が提出を求めた日から14日以内に提出しなければならない。

（局の指導、助言等）

第12条 局は、この要綱の適正な実施を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に掲げる措置をとるものとする。

（１） この要綱の実施に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言

（２） 前号に掲げる事項のほか、この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合における受注元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるための指示

（３） 元請負人又は下請負人が前号の指示に従わないこと又は指示した事項に関する措置の結果が適切でないことにより生じた次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める措置

ア 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係が不適切である場合 いわき市水道局工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和59年１月21日制定。以下「資格審査等基準要綱」という。）の入札参加者の選定基準に基づく指名排除措置

イ 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適当であると認められる

場合　資格審査等基準要綱の指名停止基準に基づく指名停止措置

（適正化指導員による調査、指導等）

第13条　適正化指導員（次長をあてる。）は、随時この要綱の実施状況を調査し、前条第１号及び第２号に定める指導、助言、是正その他必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成10年10月１日から実施する。

附　則（平成22年３月31日いわき市水道局内訓第６号）

この要綱は、平成22年４月１日から実施する。

附　則（平成23年５月31日いわき市水道局内訓第４号）

この要綱は、平成23年６月１日から実施する。

附　則（平成27年６月10日いわき市水道局内訓第３号）

この要綱は、平成27年６月10日から実施する。

附　則（平成28年６月１日）

この要綱は、平成28年６月１日から実施する。

附　則（平成31年３月28日）

この要綱は、平成31年４月１日から実施する。

附　則（令和３年10月20日いわき市水道局内訓第14号）

この要綱は、公布の日から施行する。

水 道 施 設 工 事

共 通 仕 様 書

昭和５８年４月１日	発行
昭和６３年４月１日	改定
平成１２年４月１日	改定
平成２２年７月１日	改定
平成２５年９月１日	改定
平成２５年１２月１日	改定
平成２７年５月１日	改定
平成２８年５月２日	改定
平成２８年６月１日	改定
平成２９年４月１日	改定
令和　２年４月１日	改正
令和　４年４月１日	改正
令和　５年６月１日	改正

発 行 ： いわき市水道局